



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

今年はずっと1月中頃くらいに咲くシクラメンの花が、蕾のままなかなか咲きません。今年も例年よりも寒い日が多いようですね。またまん延防止等

重点措置が延長見込みになり、このまま2月も同じような状況が続くそうです。ここ最近周りの方でも新型コロナ感染の話聞くようになりました。引き続き体調管理も併せてお気をつけてお過ごしください。

今回は支払期限に間に合わない場合の遅延利息がどうなるのか、元本に組み入れることができる場合はどんなときかに関する記事と、業務の引き継ぎで情報を共有しようとするとき、個人情報保護からどこまで可能かについての記事になります。それ以外は今回はマーケティングについての記事です。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。



支払いが期限に間に合わない場合の遅延利息は？元本に組み入れることができる場合 (最近の最高裁の)

22.01.23 | オリジナルメルマガ



お金を借りた際の支払いや賠償問題などお金を支払う場合に期限

におくれてしまうと遅延利息を支払う必要があります。特にお金を借りた場合の利息と何が違うのか・遅延利息の計算はどう行うのかというところが気になるところです。法律上、「重利」と言われる遅延利息を元金に入れて遅延利息を計算するという話もあり、これがどこまで適用されるのかを含めて気になるところです。



○遅延利息とは？利息との違いは？

お金を貸す際に返済期限を定める場合・定めない場合があります。同様に利息を定めておく・定めておかない場合があります。定めていけば、基本的には取り決めた内容になりますが、定めていない場合はどうなのでしょう？

まず、返済期限を定めていてそこまでの利息を取るという場合を利息と言います。利息を取るには利息を取る合意が基本は必要です。これに対して返済期限までに支払えない場合に遅延利息が発生します。この遅延利息とは遅れたことへの賠償金を指します。合意がなくても遅れれば発生します。決めておけば、基本はその内容での請求が可能です。

分かりやすく具体例を挙げておきます。100万円を1か月の返済期限を定めておき、利息年5%・遅延利息7%（いずれも1年あたり）と取り決めたとします。ここで利息年5%の適用は返済期限で、遅れた部分は年7%となります。遅延損害金を取り決めていない場合は法定利率によることとなります。現在は年3%となります。仮に返済期限を定めていない場合には、法律上返済請求をした時点で返済期限が来ることとなります。利息を請求するには取り決めに入れておく必要があります。

利息・遅延損害金には一部規制があります。利息制限法という法律が定めていますが、お金の貸し借りについて適用されますが、取引の内容によっては適用されるのかが争いになったケースもあり、取引の種類によって適用がない場合もあります。

以上はお金の貸し借りですが、契約での支払い期限についても当てはまります。工事代金などの費用の支払いも支払い期限・利息・遅延損害金を定めておけば、そこによることとなります。支払期限を定めていない場合も法律の期限で支払いが定まる場合があります。例えば、請け負工事であれば工事が終了した時点化引き渡しの時点になります。

これに対して、モノを壊した・事故の賠償金は壊した・事故の時点から遅延利息の支払い義務が生じます。

○遅延利息を元金に含めて計算することは可能？

感覚的には、遅延利息にしても利息にしても元金から計算するということとなりますが、法律上「重利」という特別の場合があります。これは、簡単にいけば利息の利息という「重利」を定めることを一定の場合に認めるという話です。

分かりやすく言えば、今までに生じた利息を元本に組み入れてその後の利息を計算するという話です。元金の身から利息を計算する場合よりもその後の利息の金額は大きくなります。一例を挙げて考えてみます。お金の貸し借りの話で、これまでの利息が1万円、元金が100万円とします。年間利息が5%とします。この場合、元金からの利息だとその後も1年間は $100万円 \times 5\% = 5万円$ となります。これに対し、重利の場合は $(100万円 + 1万円) \times 5\% = 5万500円$ と500円増えることとなります。ここでは簡単なケースですが、この期間が長くなり利率が大きい場合には影響が大きくなる可能性があります。利息を元金に組み入れる効果は積み重なっていくためです。

これまで、この重利はお互いの合意がある場合と法律で定める場合には有効とされてきました。もっぱらお金の貸し借りなど契約での話を念頭にしたものとしていますが、法律の文言上はそうした限定はありません。お互いの合意とはそもそもお金の貸し借りなどの契約時点などで合意をしておくという話となります。利率の

内容についても当てはまる話ですが、きわめて過酷な場合には無効になるリスクが存在し特にいわゆるBtoCの契約では高くなります。こうした合意がなくても、法律上「重利」となる場合があります。それは、利息の支払いが1年以上延滞し、貸主側から支払いを求められても支払いがなされない場合です。ここでのポイントは貸主サイドのみの判断で利息（や遅延利息）を元金に組み入れることができるというものです。

お金の支払いを求めたい場合はこうした場合以外にも存在し、例えば、先ほど触れた交通事故やモノを壊した場合についても道央に考えられるかという点があります。後で触れる最高裁の判断はこの点の判断をしましたものです。

○最近の最高裁の判断とは？

ごく最近である令和4年1月18日に最高裁が、契約関係ではない事故など不法行為と呼ばれる場合に、「重利」となる場合があるのかという点の判断を示しています。結論は、できないというものです。ちなみに、これまでも否定的な見解が存在し、例えば、潮見佳男教授のプラクティス民法債権総論第5番の54頁でもそうした見解が示されています。その理由付けは少しわかりにくいですが、本来条文上は利息のみ「重利」の対象であるところ、遅延損害金についても同様に考えられるのは元金利用の対価という意味合いがお金の貸し借りの場合では利息と遅延損害金は同様であるからというものと思われま。利息はお金の貸し付けその他による運用の対価と捉えられており、返済期限におくれた場合にペナルティの要素が入るにしてもそこは変わらないというものです。事故などの賠償金については、それ自体は運用しているわけではなく単に支払いが遅れたことへのペナルティとしての意味しかないのと同様には考えられないという意味かと考えられます。

最高裁の判断で問題となったケースは、新株を発行する際に一部の株主の影響力を排除するために引き受け金額を低めに設定して発行を行うことで既存株主が損害を被った・これが不法行為による損害ということで賠償請求をしたものです。低めに発行ということになると、その程度が大きい場合には一株当たりの価値が大きくなりますし株主としての支配力が落ちるといった点があります。

ここで賠償金の遅延損害金を元金に組み入れて賠償請求をすることがd系なのかが問題となったものです。先ほど触れたように、組み入れができればいわゆる複利計算と同じ意味合いがありますので請求金額が大きくなります。事故などの場合の賠償請求の場合には「重利」の合意はないはずなので、法律上の重利を認める規定が適用されるかどうか大きな問題になってきます。

結論は先ほど述べたように否定しています。その理由は、事故などの場合には契約であらかじめ支払う金額を定めておらずいくら支払うのかがはっきりしないことが多く、遅延損害金の支払いが遅れても支払うべき側の責任が大きくないという話・賠償義務は事故などの時から支払い遅延として扱われるので、支払いを受ける側を大きくは保護する必要がないという話からとされています。

お金の貸し借りの話では返済額は初めからわかっていますし、支払い期限まで借りた側は自由にお金を使うことができることや遅延1年経過後というハードルが存在し、貸主保護の必要性が高いという点で違いがあるということになります。

この判断は契約問題以外で重利ができる場合（遅延利息以外に利息は考えられない）を否定しています。法律上は利息のみなので、遅延利息が当然に及ぶものではありませんが、金銭の貸し付けについては遅延利息についても及ぶことを示しています。それ以外の契約については判断を直接はしていないものの、先ほど紹介した見解や判決文でも金銭の貸し付けを念頭に置いていることからすると、仮に重利で計算を求めるのであれば予め合意を書類でとっておいた方がいいでしょう。

業務引き継ぎで情報を共有するとき、個人情報保護からどこまで可能でしょうか？

22.01.25 | オリジナル



○どこまでが個人情報にあたる？

まずは基本的なことになりますが、どういったことが「個人情報」などにあたるかについて法律を再確認してみましょう。「個人情報」に関する定義は個人情報保護法に定められています。個人情報保護法は頻繁に改訂されており、令和3年にも改正案が成立しています（施行日は令和4年4月1日とされています）。「個人情報」とは、生存する個人に関するものであって、氏名や生年月日その他により特定の個人を識別できるものと定義されています。これには、他の情報と容易に照合できて特定の個人を識別することができるものを含むとされています。

個人が特定されれば個人情報に当たりますので、たとえば防犯カメラなどに写っている映像が鮮明で顔が誰か分かる場合、音声であっても個人情報にあたります。

一番わかりやすいのがこれに当てはまるものですが、個人情報保護法では、「個人識別符号」も「個人情報」にあるとされています。これは指紋やDNAなどの身体の特徴に関するもの、マイナンバーや運転免許証番号など個々に割り当てられた番号もあたることとなります。なお、「個人」を識別することができるものがこれに当たるとされていますので、法人その他団体に関する情報は対象とされていないことに注意が必要です。

また、本人の人種、信条、社会的な身分、病歴、健康診断結果など、犯歴や犯罪の被害者であった事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取り扱いが特に配慮を要すると政令で定めているものについては「要配慮個人情報」として取り扱いに特に配慮が必要なものとされています。ちなみに本籍地はそれだけでは「要配慮個人情報」には当たらないとされています。

ここ最近でいくと、新型コロナウイルスに感染していたことがある、といった情報も「要配慮個人情報」に含まれることとなります。また健康診断の結果等が「要配慮個人情報」に当たることからすると、ワクチンの接種歴も「要配慮個人情報」にあたりうると言えるでしょう。

また、ここ最近ではビッグデータの活用の必要性などから、個人情報から一部ないし全部を削除するなどして特定の個人を識別できないようにした情報（匿名加工情報）に関する定めもおかれています。

なお、先に触れました令和2年改正個人情報保護法では、「仮名加工情報」というものが新設されています。「仮名加工情報」は、他の情報と照合することで、特定の個人を識別できるもので、特定の個人を識別できないようにまでしてある「匿名加工情報」とは異なります。会員登録している顧客の個人情報から氏名などを削除した情報が「仮名加工情報」になります。

○過去の利用者家族からの暴言なども個人情報？

たとえば、前のサービス提供者から何らかの理由により契約が解除され、別のサービス事業者が引き継ぐことがあります。この場合、前の事業者との契約が解除されたのか、今後自分の事業所でサービス提供をする上で知りたいということが多いと思います。この場合、以前担当していたサービス提供者などが確認を求められたとき、たとえば契約解除の理由が利用者家族の暴言など問題行為が原因であると伝えることはできるのでしょうか？

この点、契約解除に至った原因に関する情報はサービス提供が解除された人ないしその家族と紐づけられることで個人が特定されるため、「個人情報」にあたることとなります（そのため契約解除に至った原因がパワハラなど問題行為でなかったとしても契約解除された個人ないし利用者家族と結びつけば「個人情報」にあたることとなります）。

そうすると、事業者間でサービス利用者や家族の情報を共有するという場合でも、どこまで許容されるかが問題になります。複数の事業者間でたらい回しにされ、不満を持った利用者ないし家族から、これは個人情報が洩れているのではないかという疑いが出て来てトラブルになるリスクが高まってきます。

個人情報に関するデータを第三者に提供する場合は、個人情報保護法上、原則としてあらかじめ本人の同意が必要とされています。一定の社会公共の利益や他の利益を保護する必要性の方が高い場合、あるいは本人の求めに応じて本人が識別できる個人データの第三者への提供を停止する場合には、本人の同意を得ずに第三者に提供できるとされている制度を使う場合には、本人の同意が要らないとされていますが、このように限定的になっています。なお、業務の委託先に提供する場合、グループによる共同利用の場合にも第三者提供に当たらないとされています。今回の場合は全く別の事業者への個人情報の提供になりますから、第三者提供に当たらないというケースには該当しません。

そのため、個人情報の中でも、他の事業者に伝えることで利用者がサービスの提供を受けられなくなる可能性がある内容については、個人情報の利用の第三者利用について一般的な了承を得ている場合でも、そういったマイナス面についてまで分かって了承しておらず、第三者利用が許容される場合に当たらないので、利用目的の範囲外とされるおそれがあります。

特にその情報を提供することで本人がサービス提供を受けられなくなる可能性があるといったものであるときには、本人が不利益を受けることとなりますので、提供について利用者・家族の了承を得てからにする必要があります。ただ、内容が内容だけに利用者・家族も簡単に情報提供に同意しないでしょう。その場合には、他の事業者からもサービス利用を受けられなくなるおそれがあると伝えながら、最終的には利用者・家族の了承を得られるようにするという必要が出てくるでしょう。

個人情報保護法の適用範囲は社会状況の変化に応じて保護の範囲や規制内容が割と変わるところですので、今後も注意しておくべきといえるでしょう。

多くの人の目に触れるデジタル屋外広告『DOOH』の効果

22.01.25 | ビジネス【マーケティング】



近年、屋外や公共の場、商業施設などに掲示されるデジタル屋外

広告『DOOH』が注目を集めています。

市場規模は今後も拡大していくといわれており、2020年の国内市場規模は500億円を超えました。

2024年には、1,000億円を超えると予測されています。

今回は、新しいアイデアも次々と生まれ、今後ますます大きなチャンスが期待されるDOOHのメリットや注意点を解説します。



近年市場が急成長中！ DOOHの活用方法

広告には、大まかにスマートフォンやPC、テレビや紙媒体などを通して個人が目にする室内広告と、街中や駅構内などのパブリックスペースで展開される屋外広告に分けることができます。

屋外広告は『Out of Home』の頭文字を取り“OOH”と呼ばれ、いわゆる屋外に設置されている看板やポスター、広告宣伝車を指します。

このなかのディスプレイなどに表示させるデジタルサイネージを活用したデジタルの屋外広告のことをDOOH (Digital Out of Home) と呼びます。

2015年頃から増え始めたDOOHは、市場が急速に拡大しており、すでにさまざまな場面で導入されています。大量のディスプレイに同じキャッチコピーを表示させる手法は注目を集めやすく、マーケティングの観点からも、効果が高いことが実証されています。

新宿駅や渋谷駅など、首都圏の主要駅や電車内ではDOOHが主流になりつつあり、空港やバス停、ショッピングモール、大学やホテルなど街中のいたるところに設置されています。

このように、さまざまな施設で導入されている背景には、以下のようなメリットがあげられます。

●デジタルサイネージのため、大型看板などとは異なり、時間帯や広告主によって内容をリアルタイムで瞬時

に変えられる

●通常は複数枚のディスプレイを一箇所に設置するため、横断的な広告展開ができる

●携帯会社などの位置情報データと連動させることで、目にしたユーザーの動向を追跡し、測定もできる

AIによる自動認識も開発が進んでおり、近い将来、DOOHに近づくだけで、個々に適した広告を表示させることも不可能ではないでしょう。

柔軟でインタラクティブな広告展開ができ、視認性の高いDOOHは、今後さらに進化していくと考えられます。

屋外広告設置の注意点と戦略アイデア

屋外広告物の定義は、一定期間において屋外に表示する看板や広告塔などのことで、DOOHも該当します。

そして、屋外に広告を設置する際には、行政への『屋外広告物許可申請』が必要になります。

たとえば東京都の場合、景観の維持や公衆への危害防止を目的として、『東京都屋外広告物条例及び同施行規則』を定めています。

そしてさらに、広告が道路に突出する場合には『道路占用許可申請』を、広告物が4 mを超える場合は、各自治体に『準用工作物の確認申請』を行う必要があります。

また、広告を出してはいけない禁止区域など、地域によって定められている条例がありますので、各自治体のホームページなどを参考にしながら計画を進めていきましょう。

これまでにない、新しい広告展開を可能にするDOOHにおいては、斬新なアイデアも次々と生まれています。2021年7月には、新宿駅東口の駅前ビルの大型ビジョンに登場した3Dの三毛猫が、街ゆく人々の足を止めて話題となりました。

同11月には、渋谷のビルに忠犬ハチ公をヒントに描かれた3Dの犬が登場し、表参道にも同様の3Dビジョンが設置され注目を集めました。

これらのDOOHを活用した斬新な広告形態は、海外でもニュースになるなど大きな反響を呼んでいます。

クリエイティブな広告展開は、多くの人々の注目を集め、商品の訴求にもつながります。

自社の商品やサービスを宣伝するにあたり、どのようにDOOHを活かせるか、考えてみてはいかがでしょうか。

※本記事の記載内容は、2022年1月現在の法令・情報等に基づいています。